

## 甲府地方裁判所委員会 議事録

1 日時 平成20年11月11日(火)午後2時から午後4時30分まで

2 場所 甲府地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

青柳委員, 足立委員, 井口委員, 大竹委員, 小野寺委員, 北見委員, 高野委員,  
埴原委員, 萩原委員, 向山委員, 渡邊委員

(甲府地方裁判所)

柏木民事首席書記官, 齋藤刑事首席書記官, 小杉事務局長, 小野事務局次長,  
高橋総務課長(進行役), 相澤総務課課長補佐(書記), 井上総務課庶務係長  
(書記)

4 議事等

(1) 新任委員の紹介

(2) テーマ及び進行予定についての説明

(3) 意見交換

第1セッション

「裁判員制度」と新聞報道」について

ア 説明

イ 意見交換

第2セッション

「コンプライアンス(お客様と法の間で)」について

ア 説明

イ 意見交換

(4) 意見交換の概要

別紙のとおり

5 次回委員会のテーマについて

前半は、委員の専門的な立場から裁判所に対し感じていることについて発言いただき、それに基づいて意見交換等を行い、後半は新庁舎の見学を予定する。

6 次回委員会期日

次回（第14回）期日を平成21年4月21日（火）午後2時からとした。

(別紙)

## 第1セッション

「裁判員制度」と新聞報道」について

警察とマスコミとの関係については、昭和30年代には、映画「天国と地獄」の中で、警察が犯人をおびき出すためにマスコミにその情報を報道させるといふ描写も見られた。私が社会部にいるころには、容疑者は呼び捨てであり、警察の逮捕発表では顔写真が出され、新聞にも写真を掲載し、余罪についても記載しないとデスクに怒られるような時代であった。

平成元年に、これまで呼び捨てていたものを「容疑者」呼称することになり、報道は大きく様変わりしたが、裁判員制度の導入が報道に及ぼす影響は、もっと大きなものとなろう。

裁判員制度の導入に当たり、平成15年に報道のあり方について法的規制が検討されたものの見送られたという経緯の中、今年の1月、日本新聞協会は、「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を公表し、その内容は次のとおりとなっている。

- (1) 捜査段階の供述報道の内容がすべて真実であるとの印象を読者・視聴者に与えることのないよう記事の書き方に十分配慮する。
- (2) 被疑者の対人関係や成育歴などのプロフィールは、事件の本質や背景を理解する上で必要な範囲内で報じ、前科・前歴はこれまで同様慎重に扱う。
- (3) 識者のコメントや分析は被疑者が犯人との印象を読者・視聴者に植え付けないよう十分配慮する。

これらの指針に従い、新聞各社は独自の判断と責任で報道のあり方を見直しており、当社においても、現在、以下の検討をしている。

まず、記事がどのような取材に基づいて書かれているかを明確にすることで、読者に情報の性格を理解してもらうために、情報の出所を明示することである。

次に、容疑者の供述報道に関しても、情報の出所を明記し、それが捜査途中

のものであれば、その旨を付記することが必要となろう。

また、一方の当事者側に立った書き方をしない中立的客観的な表現を徹底する対等報道も必要となろう。ただし、このためには、被疑者側の声を掲載する必要があることから弁護士への取材が不可欠であり、この点については、地道に弁護士をお願いしていかなければならないと考えている。

識者コメントについても、特に捜査段階においては、前提事実が確定していない段階での仮説であることが分かるような論評に変更していくものと思われる。

被害者報道については、今後、被害者側が「守られるべき存在」から「主張する存在」に変わっていくことから、法廷の内外での発言をどう報道していくか検討していかなければならないであろう。

最後に見出しについてであるが、「容疑」や「疑い」という言葉を加えることで、予断を与えないような報道をするよう注意していかなければならないと考えている。

なお、前科・前歴の報道については、今までも必要最小限に止めていることから、これまでと比べても大きく変わらないと思われる。

国民は自分たちが刑事裁判に参加するとは考えていなかったであろうし、裁判員制度は、国民側から高まって創設された制度ではないが、裁判所を身近に感じるきっかけになろう。アメリカから民主主義が取り入れられ、日本に根付いたように、裁判員制度も問題が出たところで見直しを図ればよいと思う。そういう中で、新聞報道も変わっていかなければならないと感じている。

事件報道は、報道される側から見れば基本的に名誉を毀損されているわけであるが、これは、国民の「知る権利」を前提に、社会通念上許されると考え記事を書いているのである。ただ、裁判員裁判における報道は再検討を要するであろう。裁判所だけでなくマスコミにおいても再構築を求められているものであり、捜査当局や弁護士会とのあつれきが生じていることは事実だが、世間か

らこれくらいの情報は提供してほしいという要求にもこたえられるよう苦しみながら対応しているところである。「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」については、総論は賛成であるが、各論となると難しい問題もある。警察発表だけでなく、独自に調べた情報もある程度確信が持てるものであれば、記事を書いていく。それが社会を動かしていくこともあるのではないかと思う。今は大きな変化の狭間にあり、どう変わっていくかは分からないが、基本的には、世の中がこれくらいの情報は提供してくれないと困るというものもあり、それにどこまでこたえていくことができるかということになる。

マスコミが事実と違う報道をしたときの対応について、それまでの報道に費やした日数やスペースと比較して「お詫びして訂正します。」の一言で済ませてしまうことには疑問を感じている。裁判員制度も始まるが、報道が事実誤認であった場合はどうするのか。

事件報道については、これが事実として確定しているものではないので、そうした間違いを起こさないよう情報の出所を明らかにするなどして予防するが、娯楽としてのテレビは、視聴率との関係もあり、そういった部分の配慮が薄くなるものもあろうと思われる。

警察、弁護士及び国民の三者のバランスが重要なのだと思う。ただ、新聞社にはそれぞれ個性がある。各社が警察発表だけを記事にしていたのでは、みんな同じ報道になってしまう。それでは面白くないであろうし、読者としては、それぞれに個性があることを理解した上で、記事を読んでいると思う。

記事にして取り上げることや映像を放映することは、それ自体が主張となるわけだが、新聞は読者が後で冷静になって読み返すこともできるが、新聞と違い、テレビは同じ映像を繰り返し放映するという特性もあり、ひとくくりにはされると答えることが難しい。テレビと新聞は分けて考えた方が良いでしょう。

新聞やニュースを見て感じることは、「犯人」よりも「容疑者」の方が大きく扱われることである。記事はリアルタイムの方が興味も持てるし、報道する

方も、そちらに軸足があることが原因だと考えられるが、裁判員制度が導入されれば裁判は迅速になると聞いているので、読み手が記憶のあるうちに裁判の記事が出されるであろうし、そのことで、軸足が裁判報道にずれていくのであれば望ましいと感じている。

どこまでが予断であるかという問題は難しいものであるが、新聞報道などで掲載する容疑者の顔写真がいかにも犯人らしいものを使用しているように感じる。そういう扱いこそが問題であろう。

弁護人の立場からは、今までは、情報を発信することはマイナスと感じていたと感じる。しかし、これからは基本的な方針などの情報を発していく必要があるのではないかと思われる。これからは弁護士会としてもそういう点について考えていかなければならないであろう。

検察庁においても、今までマスコミに対しては相当程度蛇口を締めた対応をしてきたところもあったが、今後は踏み込んだ対応をすべきではないかという考えに変わってきており、各地検とも試行錯誤しているところである。

報道のあり方については、こちらからこうしろとは言出しづらいことだが、報道側で取材や報道指針を定め取り組んでもらえることはありがたいことだと感じている。

裁判員の選任手続においては、マスコミ報道によらず、調べられた証拠に基づいて判断できるかなど、公平な裁判をすることができない恐れがあるかどうかについても質問し、さらに実際に裁判員に選任された方に対しては、法廷で見たり聞いたりしたことだけを基に判断していただくことを説明した上で、宣誓をしてもらうこととなる。娯楽的な報道から生まれた感情が予断と結びつく可能性があるとしても、実際の裁判員裁判は事件報道の後、公判前整理手続などを経て、3か月程度経ってから行われることになるから、裁判員は、生々しい法廷でのやりとりを基に判断していくことになるので、それほど報道の影響は受けないのではないかと想像している。

## 第2セッション

「コンプライアンス（お客様と法の間で）」について

裁判員制度は、実業の中で、いまだ実感できる制度ではないが、実業の中で意識していることを伝える。

まず、裁判員制度に備えて何を準備するかということである。これは社員が裁判員に選任されたらどうするかということであるが、休暇に関しては、有給休暇ではなく特別休暇を設けるべきであろうし、事業体としての活動との関係では、裁判員制度に参加することで、社員の価値観が高まり、組織体の中での参加の意義を作り出すことができれば望ましいのではないかと考えている。

私が、変化に対する対応を考えるに当たって有益だと意識しているものとして、①生活者、国家及び市場の中での変化の構造を踏まえ、②企業を取り巻く社会・文化、競争、経済、政治がどのように変化してきているのかを認識し、③その変化に対して、企業を取り巻く従業員、社会、株主、取引先、お客様との間のそれぞれの関係においてどのような対応をするべきかを思考する手法がある。

これを踏まえて、裁判員制度を考えると、裁判制度が変わったという事実を受容することがまず必要であろう。そして、その変化を受け止め、それに対してどのように準備していくのが重要となる。その一つとして、裁判員制度の目的がどの程度浸透しているかという点が問題となるが、このことは小、中学校や高校のうちから教育していくことも重要となるであろう。

また、世界的な企業であるロイヤルダッチシェル(原油を含む石油関連企業)では、世界各地における生活環境などを調べ、50年後にどのような変化が生じ、それに対してどのような対応が必要となるのかということの研究しており、その50年後の予想を、5年ごとの状況の変化により組み替えている。このように、変化に対してどのような対応が必要となるのかということが常に考えられているわけだが、こうした視点からの検討も非常に有益と言えよう。

裁判員制度の導入を支持することは、企業の社会に対する奉仕の一つと考えられ、価値観が変わり、新しい価値が生まれれば進められていくことになるであろう。

客や従業員との関係についても根の部分の信頼関係があれば、仮に問題が生じて大きく発展することは少ない、そういう信頼関係を作ることが重要であろう。

裁判員制度の導入で、変化の構造のバランスが崩れると状況も随分変わってくると思われる。裁判員制度の導入に当たっても安定した状況が準備されているわけではないので、バランスが崩れた場合は、スピーディーに対応していく工夫と努力が必要となってくる。裁判員制度については、学校教育の段階から取り組んでいくことが重要になると思う。

自分が裁判員に選ばれたときのことを考えると、裁判員裁判で扱われる事件が重大事件であるということが重荷に感じざるを得ない。選任されたら、自分が今まで築いてきた人格をぶつけてやるしかないと感じてはいるが結論が出ておらず、心の準備をしなければならないと思っている。

裁判員制度の施行まで、あと7か月程となったが、その割には何のために導入されたのかという点について、納得できないと感じる点がある。

裁判員制度の導入は、民主主義の発展の中から起こったわけだが、国民が裁判に直接参加することで得るものは大きく、大切にしていきたいと考えている。被告人の立場から考えても、1日かけて法廷で全ての証拠を朗読し、見るので、納得度も高いのではないかと感じてる。

模擬裁判のモニターや法廷傍聴を経験した人の共通の感想として、自分の考えが変わり、悪いことはできなくなったという声や、家族と議論できるようになったという声が聞かれた。裁判員を経験する人が少しずつ増えていくことにより、国民の規範意識が高まり、50年先を見通した場合、国民自身が高い倫理観を持つようになるのではないかと確信している。



実際に裁判員裁判を始めれば修正の必要な部分も出てくると思われるが、まずは定着化させることが必要であろう。そのためには、やはり、小、中学校において裁判所を身近に感じてもらえるような教育を行っていくべきであろう。

企業と接して感じるのは、法規範を考えて会社が物事を判断するまでには至っていないということである。日本の社会においては、ペナルティを受けるから法規を遵守するという教育を受けてきたように感じる。したがって、時間をかけてより高い社会にしていく必要があり、そのためには30年、50年という期間がかかるであろう。裁判員制度の導入は、裁判においての事実の存否は別として、その評価という点で法律家が専門家として独自の判断評価をしてしまったことを元に戻すことが目的だと考える。しかし、制度は必ずしも万全のものではないし、例えば50年後の裁判を踏まえたときに、現実の裁判をどういう姿にするべきなのかという検討までは、あまりしてこなかったのかもしれない。

裁判員制度が導入されることにより、裁判の期間が短縮されることになり、関係者の準備も大変ではないのか。

現在、限られた期間内で、できるだけ分かりやすく正確に伝えられるよう準備しているところである。

裁判員制度の導入によって控訴審等は変わっていくのか。

今、どういう控訴審にしていくのかということが大きな議論になっている。現実にはやってみないと分からないであろうが、一審の審理が二審にも影響していくのではないかと思われる。

先ほどのお話のあった社会の人の意識が変わる50年先を考えたとき、今よりもはるかにアカウンタビリティが求められることになると思われる。その場合、裁判は、制度上、裁判所が判決に書いたこと以上の説明をすることは予定されていない。このような50年後の社会まで裁判が多くの人々の支持を受け続けていく上で、国民の方々に裁判手続に参加してもらうことが大きな役割を果

たすことになるのではないか。

(以 上)